



新選憲法秘録

未

ワ 3  
3348  
8



門ヲ保 3  
編 3.348  
卷 8



新選憲法秘録 未

氏遺愛之記



- 一 皇方百種之御事
- 二 皇方百種之御事
- 三 相傳之御事
- 四 皇方百種之御事
- 五 皇方百種之御事
- 六 皇方百種之御事
- 七 皇方百種之御事
- 八 皇方百種之御事

皇方百種之御事

九 渡人亦稱之「事」之「方」之「事」  
 十 在「方」之「事」之「事」  
 十一 國東五之「事」之「事」  
 十二 百姓之「事」  
 十三 小孩<sup>給</sup>而「事」之「事」  
 十四 而「事」之「事」  
 十五 禮服之「事」  
 十六 神事「佛事」之「事」  
 十七 渡入「事」之「事」  
 十八 肉之「事」之「事」  
 十九 國東五之「事」之「事」

二十 五月也仕在「事」  
 二十一 入列以改「事」  
 二十二 渡地「事」之「事」  
 二十三 所用「事」之「事」  
 二十四 入列「事」之「事」  
 二十五 所用「事」之「事」  
 二十六 右「事」之「事」  
 二十七 左「事」之「事」  
 二十八 河邊「事」之「事」  
 二十九 山邊「事」之「事」

以上

五ノ月於廿日

○ 在方西條の部

一 在方西條の部

一 園東左條の部

前々有東條部余れ之部附系又其地之

日限之部余れ之部少子作頭之部頼之部備住之部神事

部之部夜條之部夜條之部夜條之部夜條之部夜條之部

部之部夜條之部夜條之部夜條之部夜條之部夜條之部

一 西之城中又之條之部

世之部之部之部奉新之部

之部之部之部之部之部

之部之部之部之部之部











○元政十子七月十日... 松平... 河合...

... 御書... 御事... 御...

... 御...

○... 四月... 御... 御...

... 御...

... 御...

... 御...

... 御...

○... 八月... 御...

... 御...

... 御...

... 御...

... 御...

... 御...

... 御...

... 御...

... 御...

... 御...

... 御...



予の所記を存す

○天保十三年九月水野日向子同命

書面より云々所記の堂塔の修葺の程  
毎歳其辰にお慶吉祀する者之を文日限之定其  
中より又中より其辰にお慶吉祀する者之を文日限之定其  
祀する者之を文日限之定其祀する者之を文日限之定其  
上より其辰にお慶吉祀する者之を文日限之定其

○天保十三年十月吉原山越寺同命

書面所記の所記の神事より云々所記の神事より云々  
所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々  
所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々  
所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々

所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々  
所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々  
所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々  
所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々

○天保十三年十月酒井修智考同命

書面より社名を記し所記の神事より云々所記の神事より云々  
所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々  
所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々  
所記の神事より云々所記の神事より云々所記の神事より云々















ゆりくまきり者も 白帯同敷者前未紀密々十二名隠對  
地村よりお取あり村移入迄何れも十二名隠對

一 石壁石懸り事

戸田島正女 山越前移入同

書面百姓所入りて在懸 紡袖小綿麻布 數名分  
陽之懸事子たてり有方又入地帳之由りて之麻布有  
小綿にて限り中綿ありて 紡袖一切之有申可也 綿より  
可なりし有たとて 紡袖者申りて限り限り百姓之事にて  
麻布綿を有り 此の借事之致成致成申中綿之綿也

寛文三十四月

相澤 旺氣也

一 山越前百姓所入りて限り限り百姓之事

山越前百姓所入りて限り限り百姓之事

此等事より 懸事入りて限り限り百姓之事  
入りて限り限り百姓之事 向後和服之事 石家之割方  
もて限り限り百姓之事 少限り限り百姓之事 世法之由り  
之懸事より限り限り百姓之事 向後和服之事 石家之割方  
知りて限り限り百姓之事 向後和服之事 石家之割方

一 石壁石懸り事

山越前村より 白村移入 山越前 近花法政者も 割方  
移入 寺村より 白村移入 山越前 近花法政者も 割方  
近花法政者も 割方 山越前 近花法政者も 割方  
早業之限り限り百姓之事 向後和服之事 石家之割方











院より為るく願ふに成るは且て宗寺に氣取す印に在り  
之人の御も同前八内家新名内之親に依りて是は此年  
に去る院に右宗後人古く願ふに成るは且て宗寺に氣取す  
去張輝臨口依願ふに依りて此言風信を亦に成るは且  
る色し御も今之に去る院に印に依りて人とも右辭に成る  
次月も亦に成るは且て宗寺に氣取す印に依りて人とも  
少後接依りて

定五月

此節に依りて宗寺に氣取す印に依りて人とも右辭に成るは且  
次月も亦に成るは且て宗寺に氣取す印に依りて人とも

一

關東去りて少後接依りて

山田彦彦の友  
山中六信の友

關東去りて少後接依りて宗寺に氣取す印に依りて人とも  
右辭に成るは且て宗寺に氣取す印に依りて人とも  
今般何の上大如智考及少後接依りて宗寺に氣取す印に  
依りて人とも右辭に成るは且て宗寺に氣取す印に依りて  
人とも右辭に成るは且て宗寺に氣取す印に依りて人とも  
今般何の上大如智考及少後接依りて宗寺に氣取す印に  
依りて人とも右辭に成るは且て宗寺に氣取す印に依りて  
人とも右辭に成るは且て宗寺に氣取す印に依りて人とも

文政十二年十一月



一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一 在乃山信意山御書付之事

一、  
...  
...

...  
...  
...

...

...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...







一 在りしものより上は往年江戸人別に入居自の心算あり  
ありて上は官本換紙を印藏人より南の方移し  
お蔵のあり同存又ハ一府の政を奉る福ありとのハ月限年  
限あり村移入りしハ代官領地以て種あり村移入  
速り代官領地も代領ハ家出者書主領し文解所  
お蔵を代官領地と家出者入りしハ代領地何  
居長子に領地ありハ代領地ハ通事ハ代領地年限  
ありり一旦村移入りしハ代領地何  
の種あり代領地あり

代領地ハ人別入りしハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ人別入りしハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ

奉り入りしハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ

一 四圍修り字々都吹礼あり種ありとの是速六村移入り  
或る善提不手院あり代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ

一 代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ  
代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ代領地ハ

陸奥師神事舞臺を以て其の新觀門下におぬ又の百姓  
所人言身も亦あつて神物活少とのハ向福をといふ  
祀りも神は舞臺を以て神月神物文を神も其為り  
支配神を以てお新神宮又の舞臺を以て神物  
法事

一 其の人別政五十年余の領地を以て向後其の山を以て  
お福を以て福といふも巨細を以て商人を以て其の  
形政なりて其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て  
その領地を以て其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て  
其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て  
其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て

一 其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て

一 其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て

一 其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て

卯三月

一 所用の費用は其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て

大月

其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て其の領地を以て







中世に著る者あり然れども一り村に入りて制りありは

一村之內に悉く細心あり又ハ之を固く守る者あり

移入ハ向後山麓あり者又ハ能く守る者あり

唯又ハ傳へ再々村に入りて守る者あり

一 近世に世に一縁ありハ乃チ物中守る者あり

物中守る者あり佛事ありハ格別あり

相を以て固く守る者あり

素縁ありハ守る者あり

一 終焉に守る者あり

保る者ありハ守る者あり

守る者ありハ守る者あり

守る者ありハ守る者あり

守る者ありハ守る者あり

守る者ありハ守る者あり

守る者ありハ守る者あり

一 守る者ありハ守る者あり

守る者ありハ守る者あり

守る者ありハ守る者あり

守る者ありハ守る者あり

守る者ありハ守る者あり

文治八年



右新刻之酒造人古札之札言己年以前迄造り出  
るより其職名より言南へ西へ北へ中へ台へ福へ此  
より其後迄遠く上へ下へ南へ北へ中へ西へ北へ外へ此  
より其後迄又へ西へ北へ此へ

実作集院書

三月廿四日

何へて陸上

天保八年十月廿日

御札之札

右之地位は古書上へ地合

酒造人古札之札言己年以前迄造り出

右之地位は古書上へ地合

酒造人古札之札言己年以前迄造り出

一之五一造り出る九折石

何へて陸上  
何別何別何別  
何別何別何別  
何別何別何別  
何別何別何別  
何別何別何別  
何別何別何別  
何別何別何別  
何別何別何別  
何別何別何別

昔より酒造人古札之札言己年以前迄造り出  
るより其職名より言南へ西へ北へ中へ台へ福へ此  
より其後迄遠く上へ下へ南へ北へ中へ西へ北へ外へ此  
より其後迄又へ西へ北へ此へ

中

古酒之銘

古酒之銘

酒造播くあり  
酒造承る可なり

一 子多一造承る可なり

是より口村の酒造承る可なり  
酒造承る可なり  
酒造承る可なり  
酒造承る可なり  
酒造承る可なり  
酒造承る可なり  
酒造承る可なり  
酒造承る可なり  
酒造承る可なり  
酒造承る可なり

亦

高所有る

古酒造り

細井何處の酒造り  
口村の酒造り

何處の酒造り

右の酒造り承る可なり

天保七年十二月

右何村

酒造り人

何處の酒造り

酒造り

酒造り

何處の酒造り

酒造り

何處の酒造り

酒造り

右何村

酒造り人

何處の酒造り













一 石... 者... 如... 几... 石... 枕... 天... 自... 今... 以... 後... 海... 中... 石... 者

以... 爲... 凡... 中... 有... 不... 可... 言... 事

石... 之... 故... 向... 後... 意... 爲... 之... 妙... 也... 中... 寺... 中... 社... 台... 柱... 文... 之... 妙... 也  
其... 亦... 佛... 是... 亦... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也  
亦... 亦... 佛... 是... 亦... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也  
亦... 亦... 佛... 是... 亦... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也  
亦... 亦... 佛... 是... 亦... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也  
亦... 亦... 佛... 是... 亦... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也... 佛... 之... 妙... 也

王... 年... 七月

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 王, 年, 月, 日, 七, 月.

